

千城台グリーンハイツ緑化協定

(協定の目的)

第1条 この協定は、私達の団地を四季を通して緑に包まれた環境となし、季節毎に美しく咲き誇る花に喜び枝もたわわに光り輝く結実の楽しみが味わえる。そして子供たちにも忘れられた自然の推移と恵が肌に感ずる様な落ちつきのある団地にすることを目的とします。

(協定の名称)

第2条 この協定は千城台グリーンハイツ 緑化協定（以下「協定」といいます。）といいます。

(協定区域)

第3条 協定の対象となる土地の区域は、別紙図面に表示する千葉市千城台東一丁目 千城台グリーンハイツ管理組合（以下「管理組合」という。）の管理する敷地内全域とします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号以下「法律」という。）第14条の規定にもとづいて締結するものとします。

(協定の効力)

第5条 この協定は第1条の目的を達成するため法律にもとづいて認可の公告があつた日から効力が生ずるものとします。またこの日以後に新たに土地所有者等となつた者に対しても、その効力がおよぶものとします。

(協定の変更および廃止)

第6条 協定事項を変更しようとするときは、協定者全員の合意を必要とし法律による認可を受けるものとします。

2 協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の合意を必要とし、法律による認可を受けるものとします。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は認可の公告があつた日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかつた場合は、さらに10年間延長するものとします。

(緑化に関する事項)

第8条 第1条の目的を達成するため植える木などについて、次のとおりきめます。

1. 植える木の種類と場所

植える木は団地内のみどりを豊かにするばかりでなく近隣の環境をよくするとともに郊外の住宅地としてすばらしい団地を築くため、それに適する樹種を次のものから選び植栽することとします。

(1) 花の咲く木

さくら、つばき、さんか、ふじ、つつじなど
。団地中央通り、及び各棟間の空間をさくら並木として一段と景観を増すことにします。

(2) 常緑生垣

ハイツ周辺にカイヅカイブキの生垣を配植するとともに常緑樹を植込みます。

・主として管理事務所、集会所を中心とする団地中央部に集中的に植樹しいといの森とすることにします。

(3) その他

団地内の各地区には、あじさい、はぎの群落を配置し四季の変化をもたせ、団地外周には主として常緑樹を植栽し緑の団地としてのイメージを高めることとします。

2. 植栽は管理組合に委任するものとし、管理組合は早期に植栽方法を定め目的を実現します。

(植栽樹木の保護および管理)

第9条 協定者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう樹栽した樹木を良好に保護するよう努めなければなりません。

2 植栽した樹木の病虫駆除、施肥、剪定等の樹木の保護および育成にかかる管理は、管理組合に委任するものとします。

3 植栽した樹木を伐採し、もしくは移植するときは管理組合の定めた管理組合規約にもとづいて行うものとします。

(協定に違反したとき)

第10条 故意、または重大な過失により植栽した樹木等を伐採し、もしくは損傷する等により、この協定に違反したときは、違反した者に対してとりきめたことがらの実施を求め、もしくは原状に回復することを求めることがあります。

違反者がこの求めに応じないときは管理組合が違反者にかわつて、これを行い要した費用は違反者の負担とします。

(協定書の保管)

第11条 この協定書は、管理組合の理事長が保管するものとします。